

1. 雇用保険受給の手続き

雇用保険の失業等給付には、受給資格を満たす被保険者が離職した場合に、その生活の安定と再就職を促進するための機能があります。ここでは、失業等給付の中で特に高齢者に関わる求職者給付の概要を説明しています。

(1) 求職者給付

① 65歳未満で離職された方

《受給資格》

ア. 離職前2年間に、雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上^(※)の賃金支払のあった完全な月が12か月以上あること。ただし、倒産・解雇等により離職された方又は、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと（あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く）、その他やむを得ない理由により離職された方は、離職前1年間に、雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上^(※)の賃金支払のあった完全な月が6か月以上ある場合でも受給資格を満たします。

イ. 労働の意思と能力があるにもかかわらず、仕事に就けない状態であること。

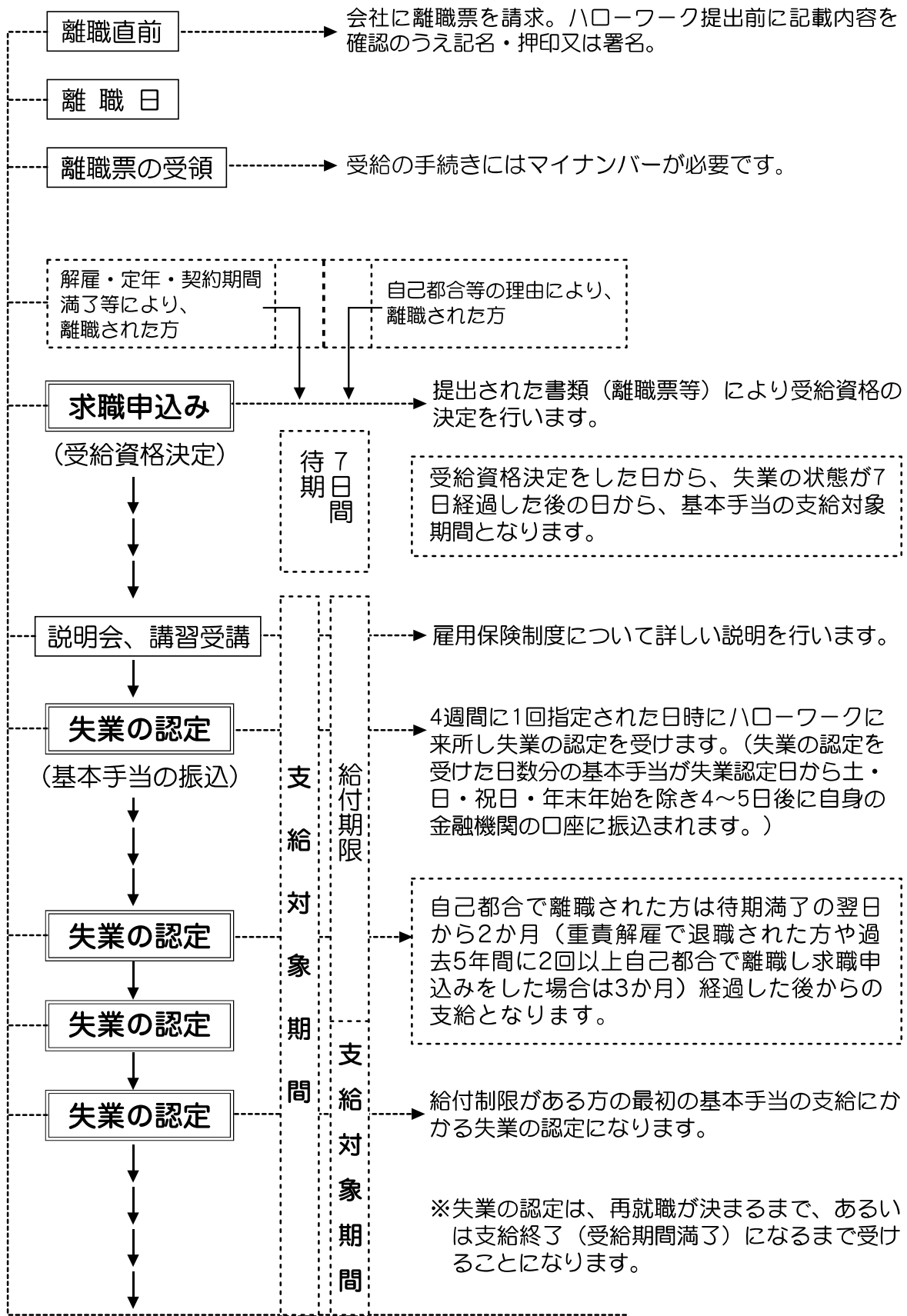
(※) 令和2年8月1日以降の離職者は80時間以上でも可

《受給手続》

離職者本人が自分の住所又は居所を管轄するハローワークで求職の申込み及び離職票等を提出し、4週間に1回ハローワークが定めた失業認定日に失業の認定を受けると、その日前の期間に係る失業をしていた日数分の基本手当が支給されます。

※支給の対象となるのは、手続きをしてから7日間の失業状態（待期といいます。）が過ぎた日から、また自己都合で離職した場合は、待期後さらに給付制限が過ぎた日からになります。

◆求職者給付手続の流れ◆



《受給期間》

基本手当を受けることができる期間を「受給期間」といいます。

原則として離職日の翌日から起算して1年間。

※待期（7日間）＋給付制限＋所定給付日数の合計が受給期間（1年間）を過ぎてしまうと、所定給付日数が残っていても支給されません。このため、離職後のすみやかな受給手続きにご留意ください。

《受給期間の延長》

職業に就くことができない状態にある方等は、その状態が続く間、受給手続きができませんが、次のような場合には、受給期間が延長されますので、受給期間延長手続きをしてください。

延長理由	延長期間	申請期限
60歳以上（船員については50歳以上）の定年及び、定年後の再雇用等により引き続き雇用され、その期限到来により離職された方が、しばらくハローワークに求職の申込みをしないことを希望される場合	最長1年間	離職日の翌日から起算して2か月以内
病気・負傷、看護など一定の理由により、離職後も引き続き30日以上職業に就くことができない場合	最長3年間 <small>（所定給付日数によっては延長期間が「最長3年」とならない場合があります。）</small>	引き続き職業に就くことができない期間が30日経過後できるだけ早急に

（注）令和4年7月1日以降に事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しないことができます。くわしくは、大阪労働局のHPをご覧ください。

《所定給付日数》

受給期間内で受けることのできる基本手当の最大限の日数を、「所定給付日数」といいます。

「離職時の年齢」「被保険者であった期間」「離職理由」等によって、次のとおり定められています。

ア 一般の離職者（イ以外の全ての離職者。定年退職者や自己の意思で離職した者。）

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

- イ 倒産、解雇、又は期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと（あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く）等による離職者

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

《基本手当日額》

基本手当の1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は、60歳未満の方の場合は、賃金日額の50～80%で、60～65歳未満の方については、45～80%となっており、賃金日額の低い方ほど高い率となっています。

また、「基本手当日額」は、賃金水準の変動に応じて基本手当日額が毎年8月1日に変更（引き上げ又は引き下げ）されます。

なお、離職日における年齢に応じて、賃金日額の上限額が設定されますが、下限額は2,869円となっており、「基本手当日額」の下限は2,295円となっています。

年齢区分	賃金日額の上限額	基本手当日額の上限額
45歳以上60歳未満	17,270円	8,635円
60歳以上65歳未満	16,490円	7,420円

（令和6年8月現在）

実際の「基本手当日額」は、受給資格者証に記載されますので、確認してください。

② 65歳以上で離職された方（高年齢求職者給付金）

《受給資格》

離職前1年間に、雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上^(※)の賃金支払のあった完全な月が6か月以上あること。

(※) 令和2年8月1日以降の離職者は80時間以上でも可

《受給手続》

離職者本人が、自分の住所又は居所を管轄するハローワークで求職の申込み及び離職票等を提出し、ハローワークが定めた失業認定日に失業の認定を受けると支給されます。

《受給期限》

離職日の翌日から起算して1年間。

〈給付の額〉

高年齢求職者給付金として基本手当の日額に相当する額（令和6年8月現在の上限額は、賃金日額が14,130円、基本手当日額が7,065円）に次表の日数分を乗じた額が一括して支給されます。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

(2) 失業の認定とは…

失業の状態を確認することを失業の認定といいます。認定を受けることにより、基本手当が支給されます。原則として28日ごとのハローワークが定めた認定日に出向くことになります。

認定の際には、前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間に、次のような求職活動の実績が原則2回以上必要となります。

- ハローワークや、許可・届出のある職業紹介事業者が行う職業相談・紹介
- 公的機関等が行う求職活動に関する指導
- 個別相談が可能な企業説明会等
- 求人への応募（面接、応募書類の郵送、筆記試験の受験等）

※職業紹介事業者への登録あるいは紹介依頼のみ、ハローワーク、新聞、インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動の実績には該当しません。

(3) 就職が決まったら…

雇用保険受給の手続きをされた後、就職が決まった場合は、「採用証明書」に事業主の証明を受け、雇用保険受給資格者証・失業認定申告書とともにハローワークへ提出してください（「採用証明書」の書式は、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」の一番最後に綴じこんでいます）。

所定給付日数の支給残日数により、就業に伴う手当が支給される場合があります。就職の申告の際、支給申請が可能であれば支給申請書が手渡されますので、後日、支給申請書を申請期間内にハローワークへ提出してください。

就業促進手当の一覧

支給残日数や安定した職業に就いているかどうか等の要件により、次のような手当に分かれています。

就業形態	名称	対象となる場合	手当の額
非常用型	① 就業手当	支給残日数1/3以上かつ 45日以上 で就業した場合	各就業日(または、雇用契約期間の各日) ×基本手当日額【別途上限有】 ×30%
常用型	① 再就職手当	支給残日数1/3以上 で就職した場合	残日数 ×基本手当日額【別途上限有】 ×60%(支給残日数が2/3以上で 就職した場合は70%)
	② 就業促進 定着手当	再就職手当の支給を受けている場合で、 再就職先のみなし賃金日額Aが、 離職前の賃金日額Bから低下している場合	(B - A) × 再就職の日から6か月 間内における賃金の支払いの基礎と なった日数 ※基本手当日額(別途上限有)×支給 残日数×40%(再就職手当の給付 率が70%の場合は30%)が上限
	③ 常用就職 支度手当	支給残日数1/3未満 で就職した場合 基本手当の受給資格があり就職日において 45歳以上の方(労働施策総合推進法等に基 づく再就職援助計画等の対象者に限る)や障 害者等の就職が困難な方などが、受給できる 支給残日数があるうちに安定した職業に就いた 場合	所定給付日数及び支給残日数により、 基本手当日額【別途上限有】 ×18日分 基本手当日額【別途上限有】 ×36日分

※就業手当は、令和7年3月31日をもって廃止となります。令和7年4月1日以降に支給要件を満たす方は支給を受けることができません。また、就業促進定着手当は、令和7年4月1日以降、上限が支給残日数の20%に引き下げられます。就業促進手当を受けるためには、それぞれいくつかの要件がありますので、詳しくは「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」を参照されるか、ハローワークにご相談ください。

(4) 雇用保険と年金は同時に受けられるの？

雇用保険の基本手当と年金（特別支給の老齢厚生年金、一部繰上げ・全部繰上げ請求により65歳に達するまでに支給される老齢厚生年金）は同時に受けられません。

ハローワークに求職の申込をした日の翌月から、基本手当の受給（期間）が終了する月まで、基本手当等の給付を実際に受けた月については、年金の全部が支給停止となります。つまり、同一月に雇用保険と年金を重複して受けることができなくなります。また、雇用保険の終了後も、ただちに年金の支給が開始するわけではありません。

受給額等を熟慮の上、手続きをされるようにお願いします。

詳細は、お近くの日本年金機構の各年金事務所へご確認ください。

就職しても、うまくいくか心配？

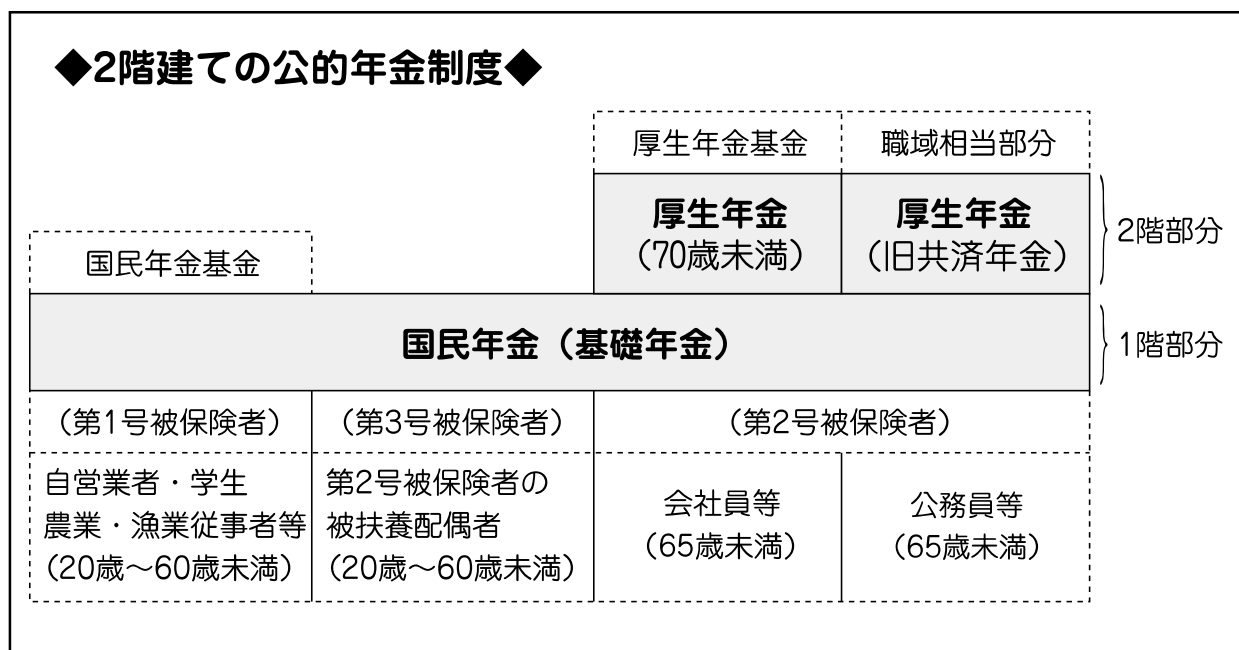
受給中に再就職したが、うまくいかずに短期間でやめたときには、手続きをすれば、受給期間内に限り、残りの日数が受給できます。

～雇用保険の適用拡大について～

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となりました。

2. 公的年金のしくみ

ここでは、公的年金の仕組みの概要について見ていきましょう。年金制度は、個人によっていろいろなケースが考えられます。ここでは、そのあらましについて紹介しますので、詳細については、最寄りの年金事務所（67ページ参照）又は住所地の市区町村役場までお問い合わせください。



■1階部分：国民年金（基礎年金）

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入することになっています。

会社などに勤め、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、国民年金にも同時に加入していますので、国民年金の保険料を直接納めることはありません。これは、厚生年金保険や共済組合が国民年金に必要な費用を拠出しているからです。

国民年金の給付には、「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」があります。

■2階部分：厚生年金

70歳未満の人は、厚生年金保険の適用事業所に勤めれば、厚生年金保険に加入することになります。保険料は、厚生年金保険に加入している方と事業主がそれぞれ半額ずつ負担します。

厚生年金保険の保険給付には、「老齢厚生年金」「障害厚生年金」「遺族厚生年金」があります。

■2階部分：厚生年金（旧共済年金）

公務員等が加入しています。

(1) 老齢基礎年金

保険料納付済期間が下記の受給資格期間を満たした人に、65歳になったときから支給される定額の年金です。

《受給資格期間》

次のア～エの期間等を合わせて、原則として10年以上ある人に支給されます。

- ア. 国民年金の保険料を納めた期間（第3号被保険者期間を含む）
- イ. 国民年金の保険料を免除、または納付猶予を受けた期間
- ウ. 昭和36年4月1日以降の厚生年金保険・共済組合・船員保険の加入期間
- エ. 任意加入できたが、加入しなかった期間（海外居住など）

※受給資格期間が10年に満たない方でも、受給資格期間を満たす場合があります。詳しくは年金事務所（67ページ参照）へお問い合わせください。

《受給開始年齢》

65歳（繰上げ請求や繰下げ請求が可能です）。

《年金額》

20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料を全て納めると、満額の老齢基礎年金が受けられます。

令和6年度の新規裁定者(68歳以下の方)の年金額(満額) = 年間816,000円(月額68,000円) (令和6年4月現在)

令和6年度の既裁定者(69歳以上の方)の年金額(満額) = 年間813,700円(月額67,808円) (令和6年4月現在)

※年金額を満額へ近づけたい方へ

60歳から65歳になるまでの間に任意加入（第2号被保険者を除く）をして、満額の年金額に近づけることができます。詳しくは、市区町村役場または年金事務所（67ページ参照）までお問い合わせください。

(2) 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され、65歳になった時に、老齢基礎年金に上乘せする形で支給されます。

ただし当分の間は、下記の受給資格を満たしていれば、65歳になるまで「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

① 60歳から65歳に達するまでの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）

《受給資格期間》

以下のア・イの期間を全て満たしていること

- ア. 老齢基礎年金の受給資格期間（原則10年以上）を満たしていること。
- イ. 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること。

（注） 厚生年金と共済組合等の加入期間を有する人の特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件については、それぞれの加入期間を合算して受給資格期間（1年）を判定します。

《受給開始年齢》

60歳以上65歳に達するまで（支給開始年齢は、58ページのとおり生年月日に応じて段階的に引き上げられます）。

《年金額》

生年月日等に応じて、**報酬比例部分**・**定額部分**・**加給年金額**を合計した金額が支給されます。

- ア. **報酬比例部分**
過去の報酬等に応じて決まります。
- イ. **定額部分**
加入期間の長さ等に応じて決まります。
- ウ. **加給年金額**

厚生年金保険と共済組合等の被保険者期間が、20年以上ある方または40歳（女性・坑内員・船員の場合は35歳）以降の厚生年金保険の被保険者期間が15年から19年あり、一定の生年月日の方等が、定額部分支給開始年齢に達した時点で、年金を受ける人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者・18歳到達年度の末日までの間の子・1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子がいるときに支給されます。

② 65歳からの老齢厚生年金（老齢基礎年金の上乗せ給付）

《受給資格期間》

以下のア・イの期間を全て満たしていること。

- ア. 老齢基礎年金の受給資格期間（原則10年以上）を満たしていること。
- イ. 厚生年金保険の被保険者期間が1か月以上あること。

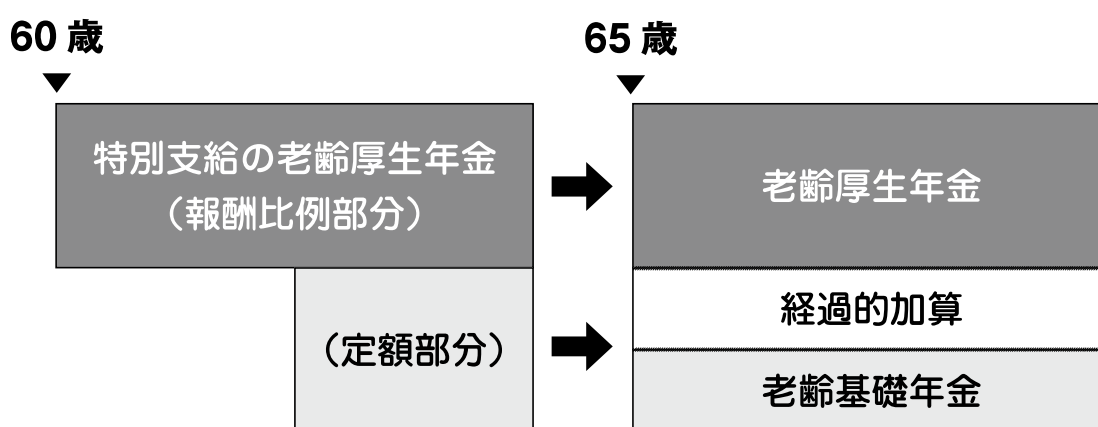
《支給開始年齢》

65歳（老齢基礎年金とあわせて繰上げ請求、繰下げ請求が可能です。）

《年金額》

65歳に達するまで受給する「特別支給の老齢厚生年金」の報酬比例部分と同じ計算になります。

65歳から受ける老齢基礎年金は、「特別支給の老齢厚生年金」の定額部分に替えて受けることになりますが、厚生年金保険の被保険者期間のみで計算した基礎年金の額の方が少額になる場合には、その差額が老齢厚生年金に加算されます（経過的加算）。



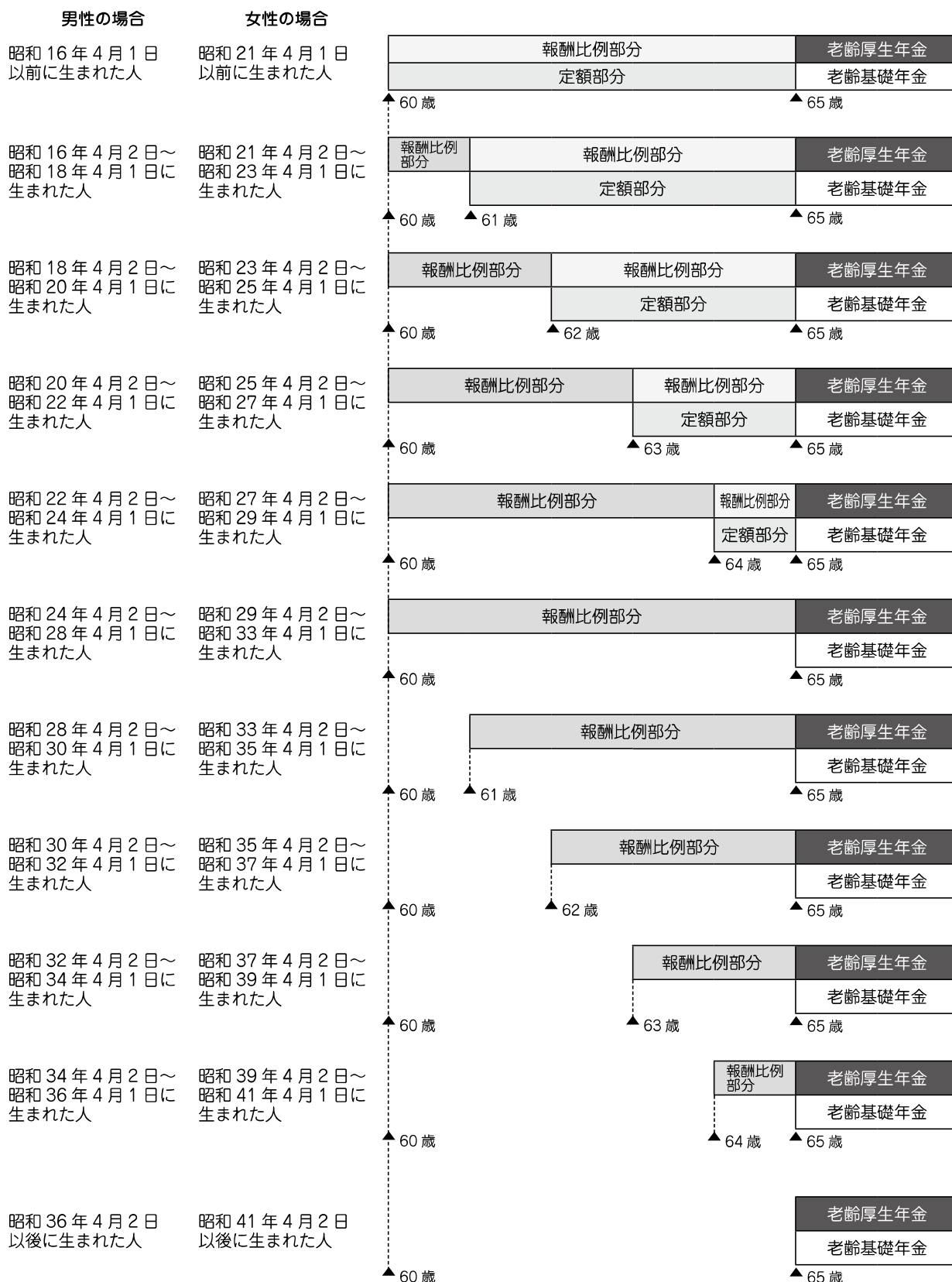
☆老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

詳しくは年金事務所（67ページ参照）へお問い合わせください。

◆老齢厚生年金の支給開始年齢◆

60歳台前半の人の老齢厚生年金の見直し（時間をかけて段階的に実施）

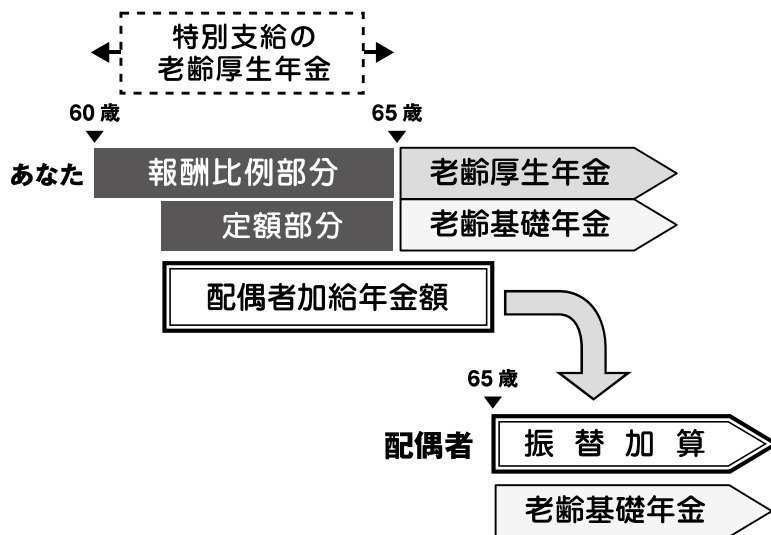
老齢厚生年金支給開始年齢一覧表



(3) 配偶者の年金

配偶者が自分で厚生年金保険に加入していた場合には、上記(2)のとおり老齢厚生年金を受けることになりますが、配偶者があなたの扶養を受け国民年金だけに加入していた場合には、次のようになります。

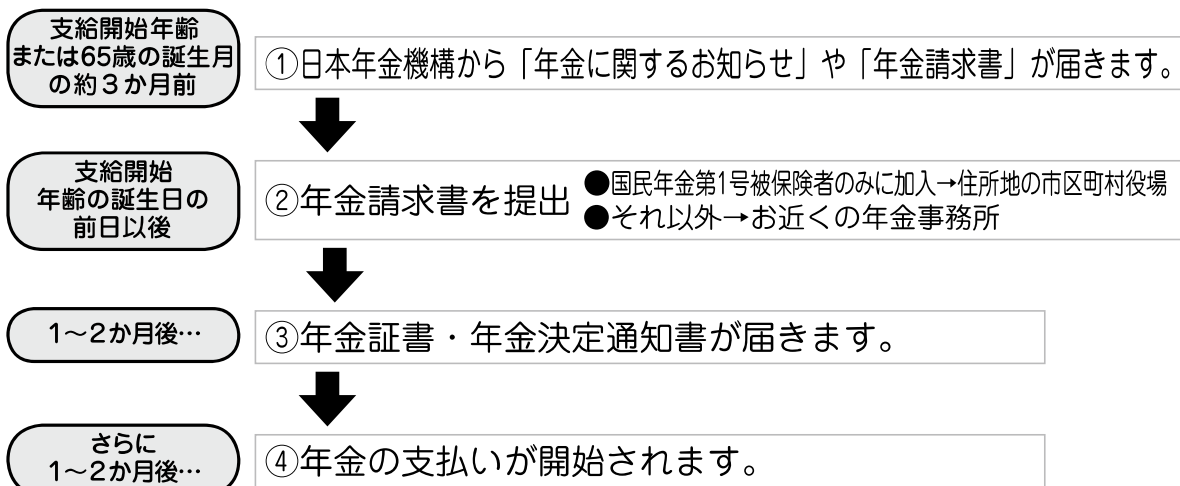
配偶者が65歳になると自分の「老齢基礎年金」を受けます。ただし、配偶者が一定以上の世代の場合、国民年金に強制ではなく任意に加入すればよい期間があったため、老齢基礎年金の年金額が低くなってしまふ場合があります。そこで、老齢厚生年金の受給権者であるあなたに加算されていた加給年金額(56ページ参照)が打ち切りになる代わりに、配偶者の老齢基礎年金の一部を振り替えて加算し、年金額の底上げをします(これを「振替加算」という)。



(4) 年金を受けるために必要な手続き

老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給するためには、年金の請求手続きが必要です。

《手続きの流れ》



※偶数月に2か月分ずつ指定の口座へ振込まれます。

年金についてのお問合せは『ねんきんダイヤル』へ!

0570-05-1165 (050で始まる電話) 03-6700-1165

「予約受付専用電話」0570-05-4890 (050で始まる電話) 03-6631-7521
(来訪相談のご予約)

◆お問合せの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。